

平成24年度弁理士試験論文式筆記試験問題

〔国際私法〕

日本在住の日本人**P**は、友人である**A**国人**Q**から、**B**国で設立された金融機関**R**の副社長であり、**A**国支店の責任者でもある**B**国人**S**を紹介された。そして、日本・**A**国・**B**国で交渉を重ねた結果、**P**・**S**間では、**R**が**P**に対して5億円を融資する旨の契約（本件融資契約）が、また**Q**・**S**間では、本件融資契約上の債務について、**Q**が**R**に対して保証する旨の契約（本件保証契約）が、それぞれ**A**国で締結された。

なお、本件融資契約は書面により締結され、日本法を準拠法とする旨の明示の合意がある。他方、本件保証契約は口頭により締結され、準拠法については日本法による旨の黙示の合意があるものとする。

以上の事実関係を共通の前提に、判断を求められたわが国の裁判所の立場から、下記の設問に答えよ。なお、各設問記載の事実関係は相互に独立していることとする。

- (1) **P**に対する5億円の融資が実行されないため、**P**が**R**に対して本件融資契約の履行を求めたところ、**R**は、**S**は単なる取締役に過ぎず、**R**を代表して本件融資契約を締結する権限はないと主張して**P**の請求を拒絶している。

Rの上記の主張の当否について、いかなる法によって判断すべきか。

- (2) **R**の**P**に対する融資は行われたが、その後**P**は返済ができなくなったため、**R**は**Q**に対して、本件保証契約に基づく保証債務の履行を求めた。これに対し**Q**は、本件保証契約の準拠法である日本法によれば、保証契約は、書面又は電磁的記録によってしなければ、その効力を有しないと定められている（民法446条2項及び3項）ことを指摘し、本件保証契約は口頭で締結されたものに過ぎないので、保証債務は負わないと主張している。

Qの上記の主張は、認められるか。

【100点】